

松本市農業再生協議会規約

平成23年	6月	1日	制定
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	5月27日		一部改正
平成26年	6月	3日	一部改正
平成27年	1月27日		一部改正
平成27年	6月	2日	一部改正
平成28年	6月	1日	一部改正
平成31年	1月21日		一部改正
令和3年	1月29日		一部改正
令和3年	6月	1日	一部改正
令和7年	1月31日		一部改正
令和8年	4月23日		一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松本市農業再生協議会(以下「市協議会」という。)という。

(区域)

第2条 市協議会の範囲は、松本市とする。

(目的)

第3条 市協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。その他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 市協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 規模拡大交付金の推進に関すること。
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (4) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
- (5) 農地の利用集積に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (7) 担い手の育成・確保に関すること。
- (8) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業及び攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関すること。
- (9) 稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること。
- (10) 産地生産基盤パワーアップ事業の推進に関すること。
- (11) その他、地域農業の振興に必要なこと。

- 2 市協議会は、前項に関する業務の一部を松本市農業支援センター及び地区農業再生協議会に委託して実施することができる。

第2章 委員等

(市協議会の委員)

第5条 市協議会の委員には、別紙1に掲げるものをもって組織する。

- 2 委員の他にオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく市協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 監 事 2名

- 2 前項の役員は、第5条1項に規定する委員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は市協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その

役員を解任することができる。この場合においては、市協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員及び委員の報酬)

第12条 役員及び委員は、無報酬とする。

- 2 役員及び委員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席委員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 委員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事。
- (5) その他市協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 市協議会規約の変更
- (2) 市協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 委員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに市協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を市協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、松本市丸の内3番7号松本市役所内産業振興部に事務局を置く。

2 市協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 市協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長は、会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。
- 6 事務局は、次の各号に掲げる組織の職員をもって構成する。
 - (1) 松本ハイランド農業協同組合
 - (2) あづみ農業協同組合
 - (3) 松本市
 - (4) 松本市農業委員会

(業務の執行)

第21条 市協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査実施規程
- (5) その他事務局において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 市協議会は、第20条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 市協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 市協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る助成金
- (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金及び攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金に係る助成金等
- (3) 稲作農業の体質強化緊急対策事業補助金に係る助成金
- (4) 産地パワーアップ事業補助金に係る助成金
- (5) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 市協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業経費支弁の方法等)

第26条 市協議会の事務に要する経費は、第24条各号の資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 市協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第27条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、長野県知事（以下「県知事」という。）に提出しなければならない。

第7章 市協議会規約の変更

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合は、市協議会は、遅滞なく県知事に届け出なければならない。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 市協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他の規程に定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て市協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第32条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 市協議会は、本協議会に移管した松本市水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。
- 3 市協議会は、本協議会に統合した次の各号に掲げる組織の権利及び義務を承継する。
 - (1) 四賀地区水田農業推進協議会
 - (2) 奈川地域水田農業推進協議会
 - (3) 梓川地域水田農業推進協議会
 - (4) 波田地区水田農業推進協議会
- 4 市協議会は、松本市担い手育成総合支援協議会が本協議会に統合することを目的として解散した場合は、当該協議会の権利及び義務を承継し、第4条第2項中「、松本市担い手育成総合支援協議会」を削る。
- 5 別紙1の委員の名称等、事務局構成員の名称等及びオブザーバーの名称等については、構成機関・団体等の組織改正等による変更があった場合、第17条の規定にかかわらず、その都度修正できるものとする。
- 6 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 8 この規約は、平成26年6月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 9 この規約は、平成27年1月27日から施行し、平成27年2月1日から適用する。
- 10 この規約は、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 11 この規約は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 12 この規約は、平成31年1月21日から施行し、平成30年8月9日から適用する。
- 13 この規約は、令和3年1月29日から施行し、令和2年11月1日から適用する。
- 14 この規約は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 15 この規約は、令和7年1月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 16 この規約は、令和8年4月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

松本市農業再生協議会委員名簿 (案)

	役 職 名	備 考
1	松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長	
2	あづみ農業協同組合代表理事組合長	
3	松本市農業委員会会長	
4	松本市副市長	
5	松本市農業委員会農業振興委員長	
6	島内地区農業再生協議会会長	
7	中山地区農業再生協議会会長	
8	島立地区農業再生協議会会長	
9	新村地区農業再生協議会会長	
10	和田地区農業再生協議会会長	
11	神林地区農業再生協議会会長	
12	笹賀地区農業再生協議会会長	
13	芳川地区農業再生協議会会長	
14	寿・内田地区農業再生協議会会長	
15	岡田地区農業再生協議会会長	
16	山辺地区農業再生協議会会長	
17	今井地区農業再生協議会会長	
18	本郷地区農業再生協議会会長	
19	四賀地区農業再生協議会会長	
20	奈川地区農業再生協議会会長	
21	梓川営農支援センター会長	
22	波田地区農業再生協議会会長	
23	旧市地区農業再生協議会会長	
24	ベイクックコーポレーション株式会社	
25	中信平土地改良区連合理事長	
26	長野県農業共済組合松塩筑支所長	
27	松本ハイランド農業協同組合稲作連絡協議会会長	
28	松本市農業委員会会長代理	
29	松本市農業委員会情報・研修委員長	
30	まつもと農村女性協議会会長	
31	神林集団営農組合長	
32	農事組合法人横沢ファーム代表理事組合長	
33	農事組合法人内田営農代表理事	
34	日穀製粉株式会社代表取締役社長	
35	松本地域耕作放棄地対策協議会会長	

	オブザーバー（松本農業農村支援センター・関東農政局）	
--	----------------------------	--